

スイミング会員及び会員保護者様各位

(スイミング)4月休会料・授業料について

平素より当スクールの営業活動にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。

弊社では新型コロナウイルス感染症の対応として、政府の緊急事態宣言による要請を受け、対象となる都府県にある校舎において、4/11（土）より当面の間、臨時休校とさせていただいております。

4月休会料・授業料につきまして、改めまして以下の通りご案内いたします。ご確認の程、宜しくをお願いいたします。

このたびはご案内が遅くなり、ご迷惑・ご心配をおかけしたこと心よりお詫び申し上げます。

【対象校舎】

政府の緊急事態宣言が発令されている地域にあるすべての校舎を対象とします。

1) 4月の授業出席の有無に関わらずすべての会員様を、4月休会料・授業料免除の対象とさせていただきます。

※本件につきまして、会員様によるお手続きの必要はございませんのでご安心ください。

2) 4月休会料・授業料の精算の流れについては、銀行口座引き落としで以下の通り対応させていただきます。

[A] 3月19日迄に4月休会手続きを完了された会員様

①4月にご登録の口座より休会料 2,200 円（税込）を引き落とさせていただきます。

引き落とされた 2,200 円（税込）は5月度授業料の一部として充当させていただきます。

②5月は引き落としを停止させていただきます。

③6月は6月度授業料と共に、5月度授業料の不足額を加算して引き落としをさせていただきます。

（例）ジュニアクラス週1回 8,250 円（税込）の場合

4月引き落とし額： 2,200 円（税込）※5月度授業料の一部とさせていただきます。

5月引き落とし額： 0 円

6月引き落とし額： 14,300 円（税込） ※8,250 円[6月度授業料]+6,050 円[5月授業料不足金額]

[B] 上記の[A]以外の会員様

4月にご登録の口座より通常授業料を引き落とさせていただき、5月度授業料に充当させていただきます。

（例）ジュニアクラス週1回 8,250 円（税込）の場合

4月引き落とし額： 8,250 円（税込）

5月引き落とし額： 0 円 ※4月引き落とし分を5月度授業料に充当させていただきます。

※会員様の状況により、精算の流れが異なる場合がございます。ご不明点がございましたら各スクールにお問い合わせ下さい。

今後の状況変化に伴う対応の変更等の最新情報は、当スクールのホームページにてお知らせいたします。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程、何卒宜しくお願い申し上げます。